

警備業法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月5日

香川県公安委員会委員長 上 枝 康

香川県公安委員会規則第7号

警備業法施行細則等の一部を改正する規則

(警備業法施行細則の一部改正)

第1条 警備業法施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(不認定通知書の様式)</p> <p>第2条 施行規則第5条に規定する通知書の様式は、別記様式第1号の不認定通知書のとおりとする。</p> <p>(<u>認定</u>の不更新通知書の様式)</p> <p>第3条 施行規則第10条に規定する通知書の様式は、別記様式第1号の<u>認定不更新通知書</u>のとおりとする。</p> <p>(死亡等届出書の様式)</p> <p>第5条 法第12条第1項及び第2項に規定する届出書の様式は、別記様式第3号の<u>死亡等届出書</u>のとおりとする。</p>	<p>(不認定通知書の様式)</p> <p>第2条 施行規則第6条に規定する通知書の様式は、別記様式第1号の不認定通知書のとおりとする。</p> <p>(<u>認定証</u>の不更新通知書の様式)</p> <p>第3条 施行規則第10条に規定する通知書の様式は、別記様式第1号の<u>認定証不更新通知書</u>のとおりとする。</p> <p>(<u>認定証返納届出書</u>の様式)</p> <p>第5条 法第12条第3項に規定する届出書の様式は、別記様式第3号の<u>認定証返納届出書</u>のとおりとする。</p>

別記様式第1号（第2条、第3条関係）

不認定通知書
認定不更新

第 号
年 月 日

殿

香川県公安委員会 印

年 月 日付で申請のあった警備業の認定認定の有効期間の更新については、次の理由により認定の有効期間の更新をしないので、警備業法第5条第3項第7条第3項の規定により通知する。

申請者	氏名又は名称	
	住 所	
理由		

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第1号（第2条、第3条関係）

不認定通知書
認定証不更新

第 号
年 月 日

殿

香川県公安委員会 印

年 月 日付で申請のあった警備業の認定認定証の有効期間の更新については、次の理由により認定証の有効期間の更新をしないので、警備業法第5条第3項第7条第3項の規定により通知する。

申請者	氏名又は名称	
	住 所	
理由		

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号（第4条関係）

認定取消通知書

第 号
年 月 日

殿

香川県公安委員会 印

警備業法第8条の規定により、次のとおり認定を取り消したので通知する。

氏名又は名称			
住 所			
代表者の氏名			
認定年月日	年 月 日	認定の番号	第 号
認定を取り消した理由			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号（第4条関係）

認定取消通知書

第 号
年 月 日

殿

香川県公安委員会 印

警備業法第8条の規定により、次のとおり認定を取り消したので通知する。

氏名又は名称			
住 所			
代表者の氏名			
認定年月日	年 月 日	認定証の番号	第 号
認定を取り消した理由			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号（第5条関係）

死 亡 等 届 出 書

警備業法第12条第1項第2項の規定により届出をします。

年 月 日

香川県公安委員会 殿

届出者の住所及び氏名又は名称

氏名又は名称				
主たる営業所	名 称			
	所在地			
<u>認定をした公安委員会の名称</u>	公安委員会	<u>認定の番号</u>	第	号
<u>届出の理由</u>				
<u>届出の理由の発生年月日</u>				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号（第5条関係）

認 定 証 返 納 届 出 書

警備業法第12条第3項の規定により届出をします。

年 月 日

香川県公安委員会 殿

届出者の住所及び氏名又は名称

氏名又は名称				
主たる営業所	名 称			
	所在地			
<u>認定証を交付した公安委員会の名称</u>	公安委員会	<u>認定証の番号</u>	第	号
<u>返納の理由</u>				
<u>返納の理由の発生年月日</u>				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第9号（第12条の2、第13条関係）

警備員所属証明書

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者が、 年 月 日現在、警備員として次の営業所に所属していることに、間違いありません。

営業所の名称

営業所の所在地

年 月 日

住所又は主たる営業所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

認定をした公安委員会の名称

公安委員会

認定の番号

第 号

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第9号（第12条の2、第13条関係）

警備員所属証明書

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者が、 年 月 日現在、警備員として次の営業所に所属していることに、間違いありません。

営業所の名称

営業所の所在地

年 月 日

住所又は主たる営業所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

認定証を交付した公安委員会の名称

公安委員会

認定証の番号

第 号

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

（質屋営業法施行細則の一部改正）

第2条 質屋営業法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第9条 削除</p>	<p style="text-align: center;">（表示札の打刻等）</p> <p>第9条 法第2条第1項の許可を受けた者は、<u>施行規則第15条に規定する表示札に香川県公安委員会による当該許可に係る許可証の番号の打刻又は記載を受けなければならない。</u></p>

（香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正）

第3条 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																																																										
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">法令等</th> <th style="width: 10%;">条項号</th> <th style="width: 30%;">内容</th> <th style="width: 10%;">公安委員会</th> <th style="width: 10%;">警察本部長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">1～16 略</td> </tr> <tr> <td>17 質屋営業法（昭和25年法律第158号）</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">(1) 略</td> </tr> <tr> <td>(2) 質屋営業法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第22号）</td> <td>第13条</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">18～42 略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">43 警備業法（昭和47年法律第117号）</td> <td>第4条</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5条第2項</td> <td>警備業の認定の通知</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5条第3項</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長	1～16 略					17 質屋営業法（昭和25年法律第158号）	略				(1) 略					(2) 質屋営業法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第22号）	第13条	略			18～42 略					43 警備業法（昭和47年法律第117号）	第4条	略			第5条第2項	警備業の認定の通知	略		第5条第3項	略			<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">法令等</th> <th style="width: 10%;">条項号</th> <th style="width: 30%;">内容</th> <th style="width: 10%;">公安委員会</th> <th style="width: 10%;">警察本部長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">1～16 略</td> </tr> <tr> <td>17 質屋営業法（昭和25年法律第158号）</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">(1) 略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 質屋営業法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第22号）</td> <td>第9条</td> <td><u>表示札への打刻又は記載</u></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>第13条</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">18～42 略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">43 警備業法（昭和47年法律第117号）</td> <td>第4条</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5条第2項</td> <td>警備業の認定の通知<u>及び</u> <u>認定証の交付</u></td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5条第3項</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長	1～16 略					17 質屋営業法（昭和25年法律第158号）	略				(1) 略					(2) 質屋営業法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第22号）	第9条	<u>表示札への打刻又は記載</u>		○	第13条	略			18～42 略					43 警備業法（昭和47年法律第117号）	第4条	略			第5条第2項	警備業の認定の通知 <u>及び</u> <u>認定証の交付</u>	略		第5条第3項	略		
法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長																																																																																							
1～16 略																																																																																											
17 質屋営業法（昭和25年法律第158号）	略																																																																																										
(1) 略																																																																																											
(2) 質屋営業法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第22号）	第13条	略																																																																																									
18～42 略																																																																																											
43 警備業法（昭和47年法律第117号）	第4条	略																																																																																									
	第5条第2項	警備業の認定の通知	略																																																																																								
	第5条第3項	略																																																																																									
法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長																																																																																							
1～16 略																																																																																											
17 質屋営業法（昭和25年法律第158号）	略																																																																																										
(1) 略																																																																																											
(2) 質屋営業法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第22号）	第9条	<u>表示札への打刻又は記載</u>		○																																																																																							
	第13条	略																																																																																									
18～42 略																																																																																											
43 警備業法（昭和47年法律第117号）	第4条	略																																																																																									
	第5条第2項	警備業の認定の通知 <u>及び</u> <u>認定証の交付</u>	略																																																																																								
	第5条第3項	略																																																																																									

第7条 第1項	警備業の認定の有効期間の更新及び不更新	略	
第7条 第3項	警備業の認定の不更新の通知	略	
第8条・第9条 略			
第10条 第1項	略		
第11条第1項 略			
第11条 第2項	略		
第11条 第3項	略		
第12条 第1項 及び第 2項	死亡等の届出の受理	略	
第16条 第2項	略		
第16条第3項～第51条 略			
(1) 略			
(2) 警備業法 施行規則(昭 和58年総理府 令第1号)	第4条第2項	略	
	第9条	警備業の認定の更新の通知	略
	第39条第3項～第63条第2項		
(3)～(6) 略			
44～68の3 略			
68の4 探偵業の	第4条第1項 略		

第5条 第5項	警備業の認定証の再交付		○
第7条 第1項	警備業の認定証の有効期間の更新及び不更新	略	
第7条 第3項	警備業の認定証の不更新の通知	略	
第8条・第9条 略			
第10条	略		
第11条第1項 略			
第11条 第2項	略		
第11条 第3項	警備業の認定証の書換え		○
第11条 第4項	略		
第12条 第1項 及び第 2項	警備業の認定証の返納の受理	略	
第12条 第3項	警備業の認定証の返納に係る届出の受理		○
第16条 第2項	略		
第16条第3項～第51条 略			
(1) 略			
(2) 警備業法 施行規則(昭 和58年総理府 令第1号)	第4条第2項	略	
	第9条	警備業の更新に係る新たな認定証の交付	略
	第39条第3項～第63条第2項		
(3)～(6) 略			
44～68の3 略			
68の4 探偵業の	第4条第1項 略		

業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）	第4条第2項	略
	第13条第1項	略
	第14条～第15条第2項 略	
68の5～102 略		
備考 略		

業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）	第4条第2項	略		
	第4条第3項	探偵業届出証明書の交付		○
	第13条第1項	略		
	第14条～第15条第2項 略			
(1) 探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号）	第4条第2項	探偵業届出証明書の再交付		○
	第4条第3項及び第4項	探偵業届出証明書の返納の受理		○
68の5～102 略				
備考 略				

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正前の警備業法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。